

**令和 2 年度 企業主導型保育事業指導・監査業務  
(保育内容及び運営全般に係る指導・監査)委託実施要領**

公益財団法人 児童育成協会(以下「協会」という。)の企業主導型保育事業に係る指導・監査業務の一部(保育内容及び運営全般に係る指導・監査)を委託により実施することとし、下記の通り募集します。

1. 業務の概要

(1) 業務名

企業主導型保育事業指導・監査業務(保育内容及び運営全般に係る指導・監査)

(2) 委託業務の内容

別添「令和 2 年度企業主導型保育事業指導・監査業務委託仕様書」のとおり

(3) 予定契約期間

契約締結の日から令和 3 年 3 月 31 日まで

※令和 2 年(契約締結日)から令和 6 年 3 月末までの 4 か年を基本(ただし、国の財政事情、事業の実施状況等によりこれを必ず保証するものではない。)とする。

(4) 担当部課及び書類提出先等

公益財団法人児童育成協会 指導監査部

所在地 〒102-0081 東京都千代田区四番町 2-12 四番町 THビル 4 階

電話 03-5357-1139 Fax 03-5766-3803

E-mail koubo-uketuke@kodomonono-shiro.jp

担当 渡利・谷口

(5) 日程(予定)

|                                      |                    |
|--------------------------------------|--------------------|
| 令和 2 年 8 月 6 日(木)～ 8 月 20 日(木)       | 募集要領、仕様書の配布        |
| 令和 2 年 8 月 6 日(木)～ 8 月 13 日(木) 17:00 | 質問受付期間             |
| 令和 2 年 8 月 17 日(月)                   | 質問への回答             |
| 令和 2 年 8 月 20 日(木) 17:00             | 企画提案書等提出締め切り日時(必着) |
| 令和 2 年 8 月下旬                         | プレゼンテーション          |
| 令和 2 年 8 月下旬                         | 委託契約者の決定・公表        |
| 令和 2 年 8 月下旬                         | 契約締結               |

2. 参加資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 破産手続開始の決定を受けていない者であること。(復権を得ている者を除く)
- (2) 社会保険等(厚生年金保険、健康保険、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。なお、企画書の提出時に、保険料納付に係る申立書(様式 1)を提出するものとする。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げられていない者であること。なお、企画書の提出時に、暴力団等に該当しない旨、誓約書(様式 2)を提出すること。
- (4) 内閣府競争参加資格(全省庁統一資格)の一般競争参加資格の認定を受けていること。
- (5) 内閣府から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

- (6) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。なお、財務諸表及び納税証明書(発行後3ヶ月以内のもの)を各1部提出すること。
- (7) 応募者又は応募者の関連機関が、企業主導型保育事業又は企業主導型保育施設に対するコンサルティング業務その他企業主導型保育施設に対する適正な指導・監査の実施に支障をきたすおそれがある業務を実施する場合には、当該機関にそれらの施設に対する指導・監査を行わせない。ここでいう関連機関とは、100%同一の資本に属するグループ企業又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する親会社、子会社及び関連会社並びに応募者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等を指す。
- (8) 直近3年程度以内において、国または地方公共団体において助成金・補助金に関する業務を受託している実績があること。なお、国・地方公共団体における委託業務実績報告書(様式3)を提出すること。

### 3. 仕様書等の配布

本業務に関する資料及び参加するために必要な書類は次のとおりとする。

- (1) 必要書類等(③・④・⑤については現時点での「案」であるため、内容を変更する可能性あり。)
  - ① 令和2年度 企業主導型保育事業指導・監査業務(保育内容及び運営全般に係る指導・監査)委託実施要領
  - ② 令和2年度 企業主導型保育事業指導・監査業務委託仕様書
  - ③ 令和2年度企業主導型保育事業指導・監査等基準案
  - ④ 令和2年度企業主導型保育事業指導・監査実施方針及び重点事項案
  - ⑤ 令和2年度指導・監査評価基準案
  - ⑥ 保険料納付に係る申立書(様式1)
  - ⑦ 誓約書(様式2)
  - ⑧ 国・地方公共団体における委託業務実績報告書(様式3)
  - ⑨ 所要額提案書(様式4)
  - ⑩ 企画提案書(様式5)
    - ※表紙は様式5を使用。表紙以降はA4判カラー 様式制限なし、60枚程度。
    - ※企画提案書は、企画提案書作成要領(別紙1)を参照のうえ作成のこと。
    - ※②の仕様書の3(2)の(注)書きのとおり、本業務の対象となる2,000施設のうち、本業務を実施することができる施設数を含めて、企画提案を行うこと。
  - ⑪ 財務諸表及び納税証明書(発行後3ヶ月以内のもの)

#### (2) 提出方法

上記(1)⑥～⑪を締め切り日時までに1.(5)に記載の住所宛に「企業主導型保育事業指導・監査業務委託各種資料(事業者名)」と記し郵送(必着)または持参すること。

なお、郵送または持参以外での提出は受け付けない。

#### (3) 提出媒体

表紙及び盤面に「企業主導型保育事業指導・監査業務委託各種資料(事業者名)」と記し、印刷した書類6部とCD-ROMに記録したPDF書類1部。

### 4. 質問及び回答方法

#### (1) 質問方法

質問がある場合は、質問の要旨を完結に記入し、1.(5)に記載のE-mailアドレス宛にメールで送信すること。メー

ルのタイトルは「企業主導型保育事業指導・監査業務 質問書(事業者名)」とする。電子メール以外での質問は受け付けない。

## (2) 回答方法

質問者には随時回答するとともに、企画提案を提出する上で広く周知した方が良く、と判断されるものは、質問者の名前を伏せて公益財団法人児童育成協会(以下、当協会という)ホームページで公表する。

## 5. プレゼンテーションの実施

(1) 企画提案書を提出した者については、選定にあたってプレゼンテーションを実施する。

(2) プレゼンテーションは 3.で提出された企画提案書により行うこととする。プレゼンテーションは、提出された資料以外を使用することはできない。

(3) プレゼンテーション日時、場所、方法については企画提案書等提出締め切り日以降に、別途連絡を行うこととする。

## 6. 企画提案書の選定方法

### (1) 審査方法

審査は、3 に示した各種書類及び6に示したプレゼンテーションにより行うこととし、別紙2 に定める評価基準および所要額提案書により提示された所要額により総合的に検討する。ただし、審査の内容如何によってはいずれも採用しないこともある。また、参加者が1社の場合には総合的に評価して委託契約の相手方としての適否を判断するものとする。

### (2) 委託契約者の選定について

原則(1)に示した審査方法によって最も優秀な者と選定された事業者を委託契約者とする。

ただし、協会が上記により選定された事業者との委託契約のみでは、3(1)②の仕様書の3(2)において示した2,000施設への指導・監査業務を実施できないと認める場合には、2,000施設への指導・監査業務を実施するため、当該事業者を含めた複数社と委託契約を行う場合がある。

### (3) 審査結果の通知

審査結果については速やかに参加者全員に対し通知するとともに、委託契約者の名称等を当協会ホームページに掲載する。

## 7. 契約の相手方について

(1) 本業務の委託は、選定した委託契約者と企画提案書を基に細部について当協会と協議のうえ、契約を締結することとする。その際、協会が6(2)但し書きで記載した複数社と委託契約を行う場合には、協会と事業者との間で、委託契約の内容について必要な調整を図ることがある。なお、企画提案に当たっての虚偽記載及び申告など、不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。

(2) 契約書の作成にあたり必要な経費は全て受託者の負担とする。

## 8. 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 業務の再委託の禁止

受託者は受託者が行う指導監査業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

ただし、受託事業者の責任において、指導監査の実施にかかる事務業務(例:交通チケット手配等)を委託することは当協会への書面による承諾を得た後は可能であるが、その場合においても受託事業者の責任において実施すること。また、監査対象との間で、利益相反が生じないよう受託事業者は徹底すること。

(2) 提出書類の取扱い

- ① 提出された書類は返却しない。
- ② 提出された書類の訂正・差替えは認めない。ただし、当協会から指示があった場合は除く。
- ③ 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- ④ 提出された書類は、本委託候補者選定以外の目的では使用しない。
- ⑤ 提出のあった書類は、審査作業において必要な範囲で複製する場合がある。